

## 日本バーチャルリアリティ学会 著作権規程運用ガイドライン

■ 著作者が自己の著作物を利用する場合、以下の(a)～(c)に示す条件のいずれかの場合であれば、著作物利用許諾を得ることなく利用することができる。

- (a) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (b) 著作者自身が著者として公刊する著作物の一部としての利用
- (c) その他、これらと同等の著作者自身による学問的活動

■ 論文誌に掲載された論文の著作者が、当該論文を WEB サーバなどにより公衆送信しようとする場合、以下の(a)から(e)すべての条件を満たす場合には、学会の著作物利用許諾を得ることなく公衆送信することができる。

- (a) 著作者本人あるいは所属機関が管理するホームページであること
- (b) 出典を明記すること
- (c) 論文誌に掲載された正規の論文の電子的複写物であること
- (d) 非営利目的であること
- (e) 公開の時点で発行日から6ヶ月を経過していること

なお、著作権法における制限条項(第 30 条(私的使用のための複製)、第 32 条(引用)、第 35 条(学校その他の教育機関における複製等)など)に該当する利用は、本ガイドラインに関わらず可能である。